

事業主体 寝屋川市（高齢介護室）  
実施主体 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（事業受託）  
運営主体 西北地区外出援助サービス運営委員会  
調整場所 グランドリヴィエール 2階（松屋町 20-33）  
（西北地域包括支援センター）  
予約受付 毎週水曜日午前 9時から 12時

電話番号 **833-0850**

（上記曜日・時間以外はかかりませんのでご注意ください）

外出援助サービスに協力していただける運転・  
事務のボランティアを募集しています。

お申し込み・お問い合わせは、社会福祉協議会  
（838-0400）までお気軽にどうぞ！

# 高齢者外出援助 サービスのしおり



車イスのまま乗り降り  
できる車を使って、高齢  
者の外出をお手伝いす  
るサービスが西北地域  
でありますよ♪

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

西北地区外出援助サービス運営委員会

木屋校区福祉委員会・田井石津校区福祉委員会・北校区福祉委員会

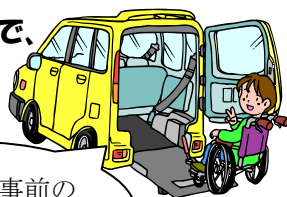
(2013年7月改正)

## 高齢者外出援助サービスとは・・・

車イスのまま乗降できるリフトの付いた専用の車両で、  
高齢者の外出のお手伝いを行うサービスです。

**お花見、通院、買い物など、行き先は自由！**

**体が不自由になっても外出できる  
環境をつくるためのサービスです**



利用には、事前の  
登録が必要です

### ◎利用できる人 《※在宅生活されている人》

西北地区（木屋小学校区、田井小学校区、石津小学校区、北小学校区）に  
お住まいのおおむね60歳以上の方で・・・

- ①身体障害者手帳等をお持ちの方
- ②介護認定を受けておられる方
- ③ ①②以外で既存の公共交通機関での外出が困難な方

### ◎利用できる範囲（行き先）

北河内地域（寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市、守口市、門真市）

### ◎利用できる日・時間帯・回数

午前9時から午後5時まで

月1～3回まで利用可

支払いは、おつりのない  
ようにご協力ください

### ◎利用料金

寝屋川市内 片道300円 往復600円

市外 片道400円 往復800円

（有料駐車場・有料道路などの料金は、利用者の負担になります）

### ◎提出書類

利用登録申込書と①及び②を持っている人はその書類、持っていない人は③を  
添付し申送ください

- ①身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の写し
- ②「要支援」以上の記載のある介護保険証の写し
- ③ ①②の書類がない方は、単独では外出が困難であることを記載した  
3ヶ月以内の診断書

## ～気象警報発令時のサービス利用について～

**予約当日、午前8時の時点**で、大阪府（**東部大阪：寝屋川市**）に、

「警報（大雨・暴風・浸水・洪水・雷・竜巻・大雪・暴風雪）」が  
発令されている場合は、その日一日の外出援助サービスは、  
すべて休止します。

安全を優先に考えた対応のため、ご理解をお願いします。



- 利用方法**
- ①利用を希望する方は、西北地域包括支援センターまたは、市立総合センター内社会福祉協議会に利用登録用紙を持っておりまので、本人か親族あるいは関係者の方が取りに来ていただき、必要事項を記入のうえ、提出してください。
  - ②申込書の提出は、毎週水曜日の9時から12時までの間に、西北地域包括支援センターのある「グランドヴィエール」2階で受付します
  - ③利用登録申込書を提出した方は、電話で利用予約を行ってください
  - ④利用当日、現金で利用料金を払ってください  
(領収書を発行します) おつりのないようお願いします。
- 予約方法**
- ①予約受付電話の受付時間は、毎週水曜日の午前9時から12時までです。それ以外は、受付できません。
  - ②予約は、ご利用希望日の2か月前から7日前まで先着順で受付します。
- ※詳しくはお電話を・・・西北地区の予約専用電話の番号は

**8 3 3 - 0 8 5 0** 番です

毎週水曜日 9時～12時受付

(年末年始等水曜日が休みの場合があります。予め了解願います。)



この事業は、公民協働による新しいかたちの福祉サービスです。車の運転も予約の受付も、すべて地域住民がボランティアとして行いますので、利用者の方も、ボランティアが運営するサービスであることをご承知おきください

## 「外出援助サービス事業」の利用に関する約款

社会福祉法人 寝屋川市社会福祉協議会

- (1) 社会福祉法人寝屋川市社会福祉協議会（以下「本会」という）が実施する高齢者外出援助サービス事業（以下「当事業」という）は、既存の公共交通機関を利用しての外出が困難な高齢者などに対し、リフト付き車輦による移動支援を行うことを目的とする事業です。
- (2) 当事業を利用できる人は、寝屋川市在住の 60 才以上の人で、次の3区分のいずれかに該当し、当事業の利用登録をしている人（以下「利用登録者」という）に限ります。
  - (ア) 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている人
  - (イ) 介護保険の要介護または要支援認定を受けている人
  - (ウ) その他、既存の公共交通機関による移動が困難であることを証明する診断書のある人
- (3) 当事業の利用は、発着地のいずれかが寝屋川市内で、発着地のいずれかが北河内地域（寝屋川市、枚方市、交野市、四条畷市、大東市、守口市、門真市）に限ります。
- (4) 当事業の予約受付時間・利用可能回数・キャンセル料等は、各地区運営委員会によって異なります（別紙案内にてご確認ください。）
- (5) 当事業の利用料金は、次表のとおりとします。

行 先	寝屋川市	市 外
片 道	300 円	400 円
往 復	600 円	800 円

※支払方法：利用時にその場でお支払ください。

- (6) 外出援助車両は、午前9時に各車庫を出発しますので、各車庫から利用者宅までの時間を考慮して予約時間を決めてください。（「午前9時に自宅」という予約はできません）  
また、サービスの活動時間は午後 5 時（各車庫帰着）までです。道路事情等で遅れる場合をのぞき、予約の段階から 5 時を超えることが予想される場合は、予約を受けることはできません。
- (7) サービスを提供するためには、車両が空いていることと、運転を担うボランティアがいること、の2つの条件が必要です。通常、電話で予約を受け付ける場合は「車両が空いていること」のみの確認で予約を入れています。その後、ボランティアの調整をしますが、予約が入っている日でも調整がつかないときがまれにあります。このようなときは、予約をキャンセルさせていただく場合があります。（この場合は、予約された利用希望日の3日前までにお知らせします）  
また、上記以外でも、天変地異等予期せぬ事情によりサービスの提供に困難を生じた場合は、予約をキャンセルさせていただく場合がありますのでご了承ください。
- (8) 利用時に発生する駐車場料金は利用者の負担とし、料金必要時にその場で支払っていただきます。
- (9) 予約状況によって「待機」をする場合がありますが、この場合は、原則としてもよりの「駐車場」を利用し、駐車料金は利用者の負担になります。
- (10) 行き先や時間帯を考慮したうえで、多くの方にご利用いただけるよう予約を受け付けていますので、場合によっては、他の利用者の方と相乗りになる場合がありますのでご了承ください。なお、相乗りが困難な人は前もって各運営委員会にお知らせください。
- (11) 病院での診察が予定より遅れるなどして、当サービスを予約されていた時間に、間に合わない場合、その日の予約状況によっては、予約時間を超えてお待ちできないことがあります。  
予約時間に遅れる気配があるときは、あらかじめお知らせしている外出援助ボランティアの活動用携帯電話に連絡をしてください。可能な範囲で時間変更の調整をいたします。
- (12) 道路状況等により、ご予約の時間に到着できない場合がありますがご了承ください。なお、このような場合、利用者の方の携帯電話等連絡がとれる方法があれば、それらをとおして連絡調整を行います。
- (13) 予約された内容（時間、行き先、介助者の有無など）は、原則としてサービスご利用時に変更はできません。緊急に変更が必要になった場合は、ボランティアに相談してください。
- (14) ボランティアは、利用者の車両への乗降時の軽度の介助程度はお手伝いしますが、それ以外の介助やお手伝いはいたしません。

- (15) 介助者として乗車できる人は原則ひとり、複数名の乗車を希望される場合は、実情に応じて各地区運営委員会が判断し決定します。  
また、介助者が現実的に介助行為ができないと本会が判断した場合は、介助者としての乗車をお断りすることがあります。
- (16) 利用者を施設等へ送迎する場合、片道のみ介助者だけが乗車されることは、道路運送法違反になりますのでお断りします。
- (17) 当事業は、官民協働による新しいスタイルの福祉サービス事業です。活動に参加するボランティアは国土交通大臣認定の講習を修了しているほか、寝屋川市社会福祉協議会が実施するボランティア研修も受講しておりますが、この活動によって収入を得ることのない無償のボランティアであり、また、本会も非営利事業として実施しています。「サービスをお金で買う」と捉えるのではなく、利用者もボランティアも「お互い様」という気持ちで接し合い、より良いコミュニケーションを築く努力をしてください。

附則 この約款は、平成 20 年 10 月 1 日より施行する。